

第3節

良好な自然環境の活用

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等の管理・保護

県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成15（2003）年3月現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は204,677haで県土の約35.5%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画及び利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成14（2002）年度には、「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園をはじめ、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域内で行われる行為に対して123件の許可や届出の受理を行いました。

1-2 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町村に維持管理を委託するとともに、市町村、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、改善を行っています。

平成14（2002）年度には、岩屋・築上園地(伊勢志摩国立公園)、鬼ヶ城周回線歩道(吉野熊野国立公園)などを整備しました。

1-3 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、各国立公園、国定公園及び水郷県立自然公園について

は、公園計画が策定されています。しかし、他の4県立自然公園(奥伊勢宮川峡、香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海)は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

平成14（2002）年度は、奥伊勢宮川峡県立自然公園を対象に、特別地域の指定など公園計画の策定に向けた検討を行いました。

1-4 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる県民の森と上野森林公園を設置しています。

「三重県民の森」(菟野町)は、昭和55（1980）年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成14（2002）年度には、11万人余りの来場者がありました。

「三重県上野森林公園」は、上野新都市の整備と併せて平成10（1998）年度に完成しました。平成11（1999）年度から開園し、平成14（2002）年度には4万5千人余りの来場者がありました。

2 森林の整備・活用

2-1 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の保全、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

(2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進を図り、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的にを行っています。

平成14（2002）年度には、市町村等による集落林道等の生活基盤の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表2-3-1 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
飯 高 (H13~17)	(林道) 峯ヶ谷大崩線、くまが池線 地之添福本線、七日市乙栗子線 ふるさと夢広場
熊 野 (H13~17)	(林道) 大井川線、高代山線 (生活) 粉所線、評議峠線

(3) 生活環境保全林の整備

森林には、土砂災害の防止、水源かん養や木材生産等の機能はもとより、大気の浄化や防音などの環境保全機能、森林浴やレクリエーションの場としての保健休養機能、文化・教育機能等さまざまな機能の発揮が求められており、都市近郊や集落周辺において、緑豊かな生活環境を保全・創出する森林の整備を進めています。

表2-3-2 生活環境保全林の整備状況 (平成14年度)

実施箇所		面積 (ha)	WX
地区名	所在地		
津 元	青山町 高尾	22.20	自然林改良、作業施設
秋ノ田	南島町 道方	0.01	管理歩道、多目的広場、木柵工
計	2地区	22.21	

2-2 ため池周辺等の整備

ため池は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池を保管管理するとともに、豊かで潤いのある地域の憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、主要市町村における45地区を目途として、ため池等の農業利水施設を活用した、親水公園等を整備する計画としており、平成14(2002)年度には、次の7地区の整備を行いました。

表2-3-3 ため池周辺等の整備状況 (平成14年度)

地区名	所在地	地区名	所在地
川 添	大台町	笠田大溜	員弁町
木曾岬	木曾岬町	鎌ヶ池	長島町
長島中部	長島町	大井田西部	大安町
野 代	多度町		

2-3 温泉の保護・利用

(1) 温泉の保護

三重県には216ヶ所(平成15(2003)年3月31日現在)の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の湯量減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成14(2002)年度は、許可申請のあった温泉の掘削5件、増掘及び動力装置6件について審査したほか、67件の温泉利用許可申請(浴用及び飲用)について許可を行いました。

(2) 拠点施設の整備

環境省は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法の規定に基づき、数多くの温泉地のうち、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を、国民保養温泉地として指定しており、三重県でも南牟婁郡紀和町の「湯ノ口温泉」が指定されています。

平成11(1999)年4月「湯ノ口温泉」が「ふれあい・やすらぎ温泉地」へ選定されるとともに「ふれあい・やすらぎ温泉地整備計画」が策定されました。

この計画に基づき、国民の保養に適した健全な温泉地として、発展するよう施設の整備及び環境の改善を行いました。

2-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は619万人(平成13(2001)年度)となっています。

三重県内の延長は約197kmで、4市9町2村にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町村に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表 2-3-4 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年度																				
	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
温泉掘削	2	2	3	4	11	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4	5
増掘及び動力装置	2	2	2	3	4	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6	6
温泉利用	7	3	2	10	23	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55	67
合計	11	7	7	17	38	57	75	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65	78

表 2-3-5 東海自然歩道市町村別一覧表（延長：km）

市町村名	延長	市町村名	延長	市町村名	延長
北勢町	10.6	鈴鹿市	9.9	大山田村	15.7
藤原町	15.4	亀山市	9.5	青山町	15.8
大安町	7.8	関町	18.4	久居市	0.7
菰野町	32.6	伊賀町	16.7	白山町	19.9
四日市市	1.9	阿山町	5.4	美杉村	16.8
				計	197.1

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した、全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県西淡町鳥取を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,258kmとなっています。

三重県内の総延長は606.3kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけての28市町村を通過しており、鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町村に委託しています。

2-5 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムは、都市住民が農山漁村の自然や文化、暮らし、人々との交流を楽しむ農村休暇型、滞在型の余暇活動を意味し、自然が豊かで心安らぐ農山漁村空間や農林漁業の教育的効果に対する期待や農山漁村滞在型の余暇活動への関心が高まるなかで生まれたレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを構築し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成14（2002）年度にはグリーン・ツーリズムを普及・定着させるためイベントやPR活動、交流関連施設の整備を支援しました。

表 2-3-6 平成14年度に整備された主な交流関連施設

区分	市町村名
農産物直売施設	四日市市
公園施設など	亀山市、磯部町